

## のうぎょうだより 11月号の訂正について

本誌3ページに記載の「農家の皆様へおねがい◆近隣にお住まいの方に迷惑がかかるような野焼きは行わないでください◆」の本文中において、内容に誤りがありましたので、お詫びして以下の通り内容を訂正いたします。

本文

「八戸清掃工場へ自分で持ち込む場合には、45リットル袋で10袋まで無料で処分することができます。(指定袋は必要ありません)」



無料で処分できるのは個人の庭や家庭菜園等から出た草木等(家庭系廃棄物)が対象であり、農業経営により発生する草木は事業系一般廃棄物に当たるため、清掃工場での処分は有料となります。

○「のうぎょうだより」についてのお問合せ  
八戸市農業委員会 電話 43-9164(直通)  
○草木の廃棄についてのお問合せ  
八戸清掃工場 電話 27-1351